

松山家庭裁判所委員会議事概要（第24回）

1 日時

平成27年7月7日（火）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

大野アケミ，小野啓子，河合裕行，坂田千絵，塩崎 桂，西田将仁，藤田育子，堀内壽夫，山口和子，渡部剛士（五十音順，敬称略）

（2）事務担当者

大森首席家庭裁判所調査官，澤田首席書記官，佐藤次席家庭裁判所調査官，植田事務局長，和田総務課長

4 議事（委員，事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）新任委員の自己紹介

（3）委員長の互選

委員の互選により河合委員を委員長に選任した。

（4）裁判所を利用した人へのアンケート実施結果について

事務局長から前回の家裁委員会が開催された平成27年2月9日（月）の後の3月13日（金）から同年7月2日（木）までに回収した合計24通のアンケート用紙に基づき，その概要等を説明した。

（5）児童虐待と家庭裁判所の手続について

佐藤次席家庭裁判所調査官から児童虐待と家庭裁判所の手続について説明した。

児童虐待に関する刑事事件の現状と，最近検察庁の方でも刑事処分を決するということのみならず関係機関との連携を踏まえた上での刑事処分を検討する

動きを始めており、その点を簡単に説明させていただく。検察庁へは警察が事件送致をしてくるということで、かなり深刻になったケースが警察に持ち込まれ、我々のところに送致されてくる。相当虐待の状況が進んでいるケースが多いのではないかと思うし、結果としてもかなり深刻な結果が起きており、怪我の程度が重かったり、日常的な虐待が続いているとか、事件によっては亡くなっているケースを扱うことも多い。特徴としては、日常的な虐待の末にということがほとんどで、最初の一線を越えるところまでは親の方としてみれば虐待というよりもしつけのつもりで、それが段々と行き過ぎていくがずっとしつけの延長線上で、我々の取調べに対しても「しつけのつもりだったのだ。」と最後まで言い張るケースがかなり多く見受けられるように思う。「自分で虐待をしていると自覚しながらしている。」と話をする者は多くないと感じる。実際には本人がやっている行為を見ていけば本人も確実に虐待であると認識しながらやっている。虐待行為そのものを一つのストレス解消であったり、自分の憎しみをぶつけるところになっているケースも多々あるように思うので、実際、本人が「しつけのつもりだ。」と言った言葉をそのまま鵜呑みにはできず、単なる刑事事件を免れたいための言い訳がほとんどではないかを感じる。虐待のケースは大半が自宅で行われてしまうということで、刑事事件として捜査活動や立証活動をしていく上では非常に困難を伴うことになる。要は密室で、だれも見えていないところで行われるものであるからそれを立証することは非常に難しい。特に刑事事件の場合には合理的疑いを超える程度の立証が必要となるので、かなり慎重な捜査を行わなければならないことが多い。また、被害の対象となるお子さんやそれを見ていたお子さんから話を聞くことが多いが、年齢によってはなかなか上手に話ができない場合やそういう家庭で育ったという影響もあってか、精神的に不安定であったりすることもあり、話を聞くことそのものが難しいということもあるし、虐待する親が自分の父親や母親であるということで親に対する

愛着が必ずあるので、自分の本意とは違った話をするということもある。ここ数年前からは、お子さんから話を聞く場合には、なるべく本人の真意に近い供述を得るということで、通常、アメリカなどで行われている司法面接という手法を我々捜査機関も徐々に取り入れるという形になってきている。警察や検察庁では取調室で向かい合って座った状態で話を聞くのが一般的で、お子さんから話を聞くときもそういった状態で、保護者や児童福祉施設の職員の方に立ち会ってもらって一緒に話を聞くというのが一般的であったが、その方法だと事件に影響を与えた保護者の方が後ろに座っているとその影響を受けた供述をしてしまうということでもなかなかお子さんの方が自分の意思で自分が覚えていることを自分の言葉で話せないというケースもあったので、司法面接の中では、原則的に取調べを担当する者とお子さんが一対一で、隣り合って座るような形で打ち解けた空気の中で話をしながら真実の供述を得られるようにアプローチをするという形で専門家の指導を仰ぎながら実際にやっているところである。昔に比べて事件が多いのかどうかはよく分からないところであり、昔であれば事件化しなかったのが今は事件となっているという傾向もかなりあり、増えたとか、減ったとかは一概には言えないが、最近、そういった事件で亡くなったりするケースもままあり、そういったときには我々は責任を問うというところの捜査を尽くしている。また、事件によっては刑事処分を問うということが正解ではないというケースもあり得る。実際、刑事処分ということになれば裁判にかけ、その間、身柄拘束を続け、結論が出るまではかなり時間が掛かり、場合によっては刑務所に行かせるということになれば相当な期間、加害者側の親の方が中に入ってしまうということで、親子関係を断絶させることにもなる。それが本当に好ましいのかどうかは事案に応じてそれぞれであろうと思うが、事件によって、もちろん結果の軽重を含めて検討した上で場合によってはその後の環境調整を含めて処分を検討するということを考えてようになってきている。その過程で

児童福祉施設や市の職員の方と連携を取り合い、捜査段階から話をして今後、
どういった処遇をしていくのが望ましいのかということを検討することもある。
先日、実際に母親による実子への虐待事件があり、それに関しては、その
家庭の生活支援や子育て支援を行っていた市の職員や児童相談所の職員など
と一緒にケース会議、元々は我々司法機関とは関係なくやっているものの
ようだが、そこに検察官や警察の職員も同席させてもらい、相互の情報共有
を図り、事件の内容に応じては今後の親権停止、親権喪失あるいは施設への
入所を選択肢として考えながら捜査の進行状況をこちらから提供し、先方か
らは今後、こういった支援をしていくという方向性を伺い、こういった形で
処分をするのがふさわしいのかを実際に検討させてもらったケースもあった
が、今後も事案に応じてこのようなやり方で関係機関と協議をしながら刑事
処分以外の結論もあり得るということを視野に入れてやっていこうと取り組
んでいるところである。

我々弁護士は、個別の事件につき個々に活動しており、児童虐待の問題に
ついては弁護士会として何かに取り組んでいるということは確認ができな
かった。また、この問題について個々の会員がどのような活動をしているかも
会としてきちんと把握はできていないが、分かる範囲で報告する。併せて、
最近、児童虐待の問題についての弁護士の関わりや役割について範囲が広が
ってきていると思うので、どういうところで今後、役割を果たしていかな
ければならないのかという点について報告させていただく。

まず、愛媛弁護士会としての取組ではないが、会として関わっているもの
としては、各市町に要保護児童対策地域協議会が設けられており、松山市の
要保護児童対策地域協議会の代表者会議には松山市から愛媛弁護士会に弁護
士の派遣の依頼があるので、当会の子どもの権利委員会が委員を派遣してい
るという実績がある。次に、個々の弁護士の活動となるが、児童相談所とか、
市町の顧問弁護士になっている弁護士もいるので、関係機関と個別に関係も

持っている弁護士が個別の事案において助言をしたり，書類を作成したり，代理活動を行ったり，研修で講師を務めたりする形で関わっている。また，当会の会員の中には自立援助ホームの運営に携わっている会員もいる。これからは一般的な話になるが，虐待の問題における弁護士の役割は，まず，虐待を受けている児童の代理人として活動する場合がある。特に18歳以上で児童福祉法の適用がなく，児童相談所の援助が得られない場合や18歳未満でも児童相談所の援助に換えて，または，加えて，弁護士による法的サービスが必要な場合が考えられる。そのような場合には，被虐待者の代理人として親権者との接触や交渉を行ったり，親権喪失や親権停止の申立てを行ったりするような活動が考えられる。次に，被害者の代理人としての立場で児童虐待が暴行，傷害，保護責任者遺棄，強制わいせつ，強姦，児童福祉法違反等の刑罰法規に違反するような場合に未成年者からの告訴や被害届の提出の援助を行ったり，事情聴取の方法について警察や捜査機関に申入れを行ったり，立会いをお願いしたり，裁判傍聴とか，証人尋問の付添い，被害者参加という形で関わったりする場合がある。その次に，親権者がいない場合とか，親権喪失とか，親権停止の場合，弁護士が未成年者の後見人として選任されて，身上監護や財産管理に当たることがある。それから，少年事件の付添人として活動する場合があるが，その中で少年が虐待を受けている実情を把握することがある。そういうケースでは，環境調整をするということで，親子の分離とか，親子の関係を調整したり，出た後の帰住先を確保するために活動することがある。さらに，離婚事件に関連して，その中で子どもが虐待を受けているということを認識する場合があり，その場合の対応については難しい問題があるが，そのような問題も弁護士が担当するケースが増えてきているように思う。

児童相談所との関係では，児童相談所の嘱託弁護士制度が開始されていて，弁護士に法的助言を求められる場合が多い。常勤弁護士が児童相談所に配置

されているケースがあり，私が把握する限りでは，福岡市，和歌山県，名古屋市には常勤弁護士が配置されている。児童相談所の保護が受けられない児童について，緊急に一時的に避難する場所を提供するという事で総合的な子ども支援センター，いわゆる子どもシェルターが，場所を非公開にして，全国に作られていて，その運営等に責任を持って関わり，そのシェルターから自立支援施設につないだりする活動をしている弁護士もいる。こういうふうに，個別の事件を通じてという形になるが，弁護士は，いろいろな形で児童虐待という問題に関わっているし，関わっていかなければいけないと思う。そして，その中で児童相談所，警察，検察庁，家庭裁判所等いろいろな関係機関と連携を図っていかなければいけないと思う。

これまで耳にしてきた県内の事例を3件紹介する。1件目は父親が海外に単身赴任で，長期間，家を離れていて，母親と生徒が暮らしているが，母親一人では生徒のコントロールができていく状況にあるケースである。友だち関係とか，今流行のラインとか，スマホなどで，夜遅くまで布団の中に入ってまでやっている状況を何とかしたいと思い，母親が注意するが，そうすると暴れ出したりする。まだ母親のコントロールが効いているうちはまだよかったが，中学生も歳を積み重ねていくと母親のコントロールができなくなり，父親に「帰ってきてください。一緒に子育てをしてください。」という話をすると，父親から「急には帰れない。」と言われたらしい。「父親に帰ってきてもらわないと子どもは学校には行かない，家では暴れる。」と言っており，正常な教育を受けられない状況が発生している。学校から母親に対し，「お父さんに帰ってきてもらってください。」と言っても，父親から「おまえに任せている。」と言われるような夫婦関係の状況になっていて，学校としても苦慮していると聞いている。お父さんに会わないと状況の改善が難しいという事案である。関係の専門機関に相談に応じてもらっているという。2件目は母子家庭で，子どもへのコントロールを効かせるために別れた父親

を呼んで、その父親から子どもに対して暴力行為が起こってしまったという事例である。学校としては、関連する専門機関にも相談することを別れた親の方に言うと、その父親は逆ギレし、「私を犯人にするつもりか。」と反発したという。学校現場は、このような事案に関しては大変厳しく、かなり精神的ストレスもある状況である。親権があるのに親権を行使してくれない保護者の問題に加えて学校としてだれに親権があるのかどうなのか分からないことが問題となる事例である。市から送られてくる学齢簿に「保護者はとなっている」ことを信用するしかない。学校としてはだれが親権者なのかはっきりして欲しい。典型的な場面が進路を選択する時期である。親権があるであろう親に確認をとっていても、別れた側の親が来て、「私の承諾を得てなからうが。」と言われたことがあるという。学校としては、親権をはっきりしていただきたい。虐待的なものが原因となると、進路が保証できにくくなるという問題に発展してしまう。3件目は、一人親で、13とか、14歳という若い年齢で出産したが、生活をしていかなければならないので母親が自身の親のところに戻る。自身の父親、つまり祖父の年齢は50前半である。保護者は母親であるが、祖父母も保護者になっている事例である。そこで母親と祖父母の意見が一致しない場合が結構あって混乱を来す。本人の意志を尊重することになるが、本人も将来をどうしてよいか分からない場合に、母親の意見が優先するのではないのかなと思いつつも、祖父母もそこで一緒に暮らしているのでその意見も聞く必要があると考え、かなりしんどいという状況であったと聞いている。

事例であげていただいたケースも、お話しいただいたケースも重くてずしっと心に溜まっている感じがあるが、被虐待児や虐待をしてしまった保護者の支援が私の仕事上気になるところである。その中でお伺いしたいのが、子ども本人への面接についてである。私も大学生へのカウンセリングや小学生の被虐待児と接したことを振り返ると、大学生のケースでもかなりの虐待を

されているが、やはり親への思いもあって認めたくなく、「しんどかったよね。」と言っても虐待とは思えないというか蓋をしているところがある。そういう場合、本意ではないことを言ってしまうことがあるが、一番気になっているのは本人と面接するとき、何歳くらいのお子さんからお子さんのみとの面接をしているのか、友だちの様子を聞いていて、うちは厳しい、私が悪いからしつけをしてくれているのだと思っていただけでこれは違うというようになるのは小学校高学年から中学校くらいになってからかなと思ったりもしている。家裁の場合、どのような場所で、どのような方法で、どのようなスタッフが一緒に入って面接をされているのかを教えていただきたい。

統計を取っているわけではないので、経験的なところで話をする。家庭裁判所の手続で、大体児童相談所で一時保護し、それから施設の方に一時保護委託をされているという落ち着いた段階で入所の承認や、親権の停止や喪失の申立てがされることが多い。子どもはある程度、落ち着きを取り戻していると思われる状況にある。家裁調査官が虐待を受けた子どもに面接する場合には児童相談所の一時保護の途中か、一時保護委託の途中であり、一時保護所又は入所先の施設で会うことが多い。その場合施設の担当の先生に最初の導入の部分は立ち会ってもらっている。子どもの年齢にもよるが、小学校低学年以上は面接導入後、子どもとだけ会っている。私の経験では一番小さかった3歳の女の子には虐待を受けた姉2人も同じ施設で生活をしており、姉2人と一緒に面接した。

男女別、年齢別の統計を説明すると、平成25年1月から12月の親権喪失の審判については、男女比では男が38名、女が52名で、女の割合が多くなっており、57.8パーセントが女である。子どもの年齢は、0歳から3歳未満の子どもは5名で、5.6パーセント、3歳以上就学前の子どもが16名で、17.8パーセント、小学生が33名で、36.7パーセント、中学生が21名で、23.3パーセント、高校生その他が15名で、16.

7パーセントで、小学生が一番多く、全体の3分の1である。次に多いのが中学生である。次に、親権停止の審判であるが、全部で149名で、男女比では男が75名、女が74名で、ほぼ均衡している。子どもの年齢は、0歳から3歳未満の子どもは10名で、6.7パーセント、3歳以上就学前の子どもが30名で、20.1パーセント、小学生が42名で、28.2パーセント、中学生が28名で、18.8パーセント、高校生その他が39名で、26.2パーセントで、小学生が一番多く、3分の1近くである。次に28条の承認の審判であるが、男女比では男が47.9パーセント、女が52.1パーセントである。子どもの年齢は、0歳から3歳未満の子どもは0パーセント、3歳以上就学前の子どもが10.9パーセント、小学生が45.4パーセント、中学生が23.5パーセント、高校生その他が20.2パーセントで、小学生が半分近くであり、その次に中学生が多い。

面接については、小さいお子さんの場合にはお子さんの様子を観察したり、関係機関から話を聞きながら調査を進めていくことが中心になってくると思う。また、小学生の低学年前後からから直接話を聞くようにしている。

先ほどの委員と同じように重いと言おうかこれまで接したことがないところなので、何を言ったらいいのか分からないというところである。上下関係という言葉がおかしいのかもしれないが、親と子という関係で考えると、家庭が成立していない事例であって、それを正していくために審判をし、その後、更生を含めて進んでいくと思うが、審判がされた後、停止期間が終わった後にその家庭はどうなっていくのかがよく分からない。また元に戻っていくのか、お父さん、お母さん、子どもという形で普通の家庭に戻っていけるような状況でなければこの手続をしていく意味が非常に薄れていくということが気になり、最終的に親子の関係に戻れているのか知りたいところである。

親権喪失の場合は、未成年後見人に祖母がなったような場合には家庭裁判

所が20歳まで未成年後見人の監督という形で関わる。家庭裁判所が分かるのは未成年後見人の手続が取られている場合、親権停止期間を経過し更に停止の申立てがされたり、施設入所の更新承認の申立てが出された場合など親子関係回復には至っていないどちらかというマイナスの要素で分かることが多い。親子関係が良くなっていった場合、その後の子どもの支援は児童相談所や市町が行っており、家庭裁判所に情報は入ってこないというのが実際のところである。

やはり非常に重たいというのが意見である。裁判所とかに持ち込まれる場合には深刻になっているケースだと思うが、深刻になる前に止められなかったのかとか、もっと早く気が付いてあげられなかったのかというのが感想であるが、そういったところを充実するのと家庭で子どもが育つのが一番幸せであるという考え方があるが、もっと垣根を低くして、親権の喪失は大変な重みもあるが、親権に問題がある場合には親権の停止という形が増えてもいいのではないかと思うし、施設の入所についても施設が少ないから簡単に認められないところもあるのかなとも思えるので、もう少し家庭を離れて親子別々で暮らしてみるということも必要でないかと思う。家庭で育てることにこだわってしまう、親がきちんと育てないとだめだということが深刻な虐待の原因になっているのではないかという気がする。

初めて耳にすることで、重く受け止めている。裁判所に対しては意見の出しようがないが、先ほどの委員が言われたように予防という意味合いから意見を言わせてもらおうと、よく事件が起こった場合に親が無職とか、低収入というような場合が多い。つまり、収入がないといった経済的なストレスが虐待につながるといったケースが多いのではないかと思う。堀内委員から父親が海外に赴任して、夫婦で子どもの相談ができないという事例を話されていたが、こういったことを予防するためにも企業の取組としては社員のストレスが家庭の中で虐待に結びつくようなことにならないよう、社員の家庭に問

題が生じた場合に適切に対応できる相談体制など社内システムの整備，充実化が大切だと感じた。

重い問題である。私自身がこの問題にどういうことに関わっていくことができるかを考えてみたが，市民から通報があっても関係機関の動きが悪いということを新聞とかテレビで見て，もっと早くできなかったのかなと思うことがあるが，これが法整備ができていないからそうなっているのか，それとも学校とか，民生委員の権限的なものなのかが分からないが，その辺にも問題があるのではないかと感じた。また，この問題については，社会問題として我々もできることがあるのではないかと思い，その中には発見とか，通報とか，保護者へのケアとか，我々も目をこらしていくことが予防の観点からよいのではないかと，また，生活環境についても我々の時代と違って家庭力がすごく弱くなったということも原因となっているのではないかと思う。家庭力をレベルアップしていくことが問題になっているところであると思う。

子どもを守るという視点から，どの学校もすぐに関係機関に通報する。怪我等の場合には，警察署の生活安全課と連携を持っている。また，学校は主任児童委員といろいろな情報について連携を取っている。保護者が直接動いたり，保護者自らが関係機関にこうしたいとか，頼みたいとかの表明をしていただくと解決や改善に向けて進めていくことができる。学校も関係機関と連携して保護者とともに同じ方向を向いてやっていくのが大事であり，共通理解が大変重要である。関係機関から御支援していただくと前を向いて進めることができる場合が多い。学校は，まずは児童相談所に通告することが仕事であり，学校から家裁には直接連絡できる仕組みにはない。傷害事案は警察など学校以外の機関から情報が家裁に伝えられる。学校から家裁調査官へダイレクトに行くような道筋があれば状況を早く伝えられるようになると思うので，法整備など検討願いたい。

(6) 次回期日について

平成28年2月4日(木)午後1時30分

(7) 次回テーマについて

「ワーク・ライフ・バランスについて」